

和歌山県公営企業課及び和歌山県工業用水道管理センターが発注する緊急小修繕に係る登録申請について

和歌山県公営企業課

1 提出書類

- (1) 緊急小修繕登録申請書 (別記第1号様式)
- (2) 経営状況及び契約履行状況調書 (別記第2号の1様式)
- (3) 工事履歴書 (別記第2号の2様式)
- (4) 連絡体制表 (別記第3号様式)
- (5) 誓約書 (別記第4号様式)
- (6) 委任状 (別記第5号様式)
- (7) 緊急小修繕登録希望業種に係る和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し(添付書類)
- (8) 所在地見取図 (別記第6号様式)

2 登録することができる者(次に掲げる者以外の者)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けている者
- (3) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定。)に基づく入札参加資格停止を受けている者
- (4) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行。以下「資格審査取扱い基準」という。)若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行。以下「県外建設業者資格審査取扱い基準」という。)に基づく資格の認定を受けていない者又は資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定を受けていない者
- (5) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けている者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立

てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定を受けている者を除く。）

- (7) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者
- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
- (9) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (10) 和歌山県公営企業課及び和歌山県工業用水道管理センターが発注する緊急小修繕に係る登録基準第10条の規定により、登録を取り消された者で、当該取り消された日から2年を経過していない者
- (11) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格で緊急小修繕登録希望業種の資格認定等を受けていない者
- (12) 和歌山県公営企業課及び和歌山県工業用水道管理センターの依頼に対し、終日連絡対応が可能でない者
- (13) 工業用水道事業での登録を希望する者で、当該登録に係る審査基準日（登録申請書の提出日が属する年度の2月1日をいう。以下同じ。）の直近5年間において、登録希望業種に係る官公庁の施設の工事实績がない者
- (14) 土地造成事業での登録を希望する者で、当該登録に係る審査基準日の直近5年間において、登録希望業種に係る官公庁の施設の工事实績がない者
- (15) 契約の履行が困難と認められる者
- (16) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施に当たり、過失により修繕工事を粗雑にしたと認められる者（登録を希望する年度の前年度において登録されていた者に限る。）
- (17) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施に当たり、契約に違反するなど、修繕工事の相手方として不相当であると認められる者（登録を希望する年度の前年度において登録されていた者に限る。）

3 事業名及び登録業種名

- (1) 工業用水道事業
 - ア 建築工事
 - イ 電気工事
 - ウ 機械器具設置工事
 - エ 管工事
 - オ 土木工事（漏水修繕以外）
 - カ 土木工事（漏水修繕）
 - キ 電気通信工事
- (2) 土地造成事業
 - ア 管工事
 - イ 土木工事

4 審査基準日

令和8年2月1日とする。

5 申請書類及びその添付書類の提出時期

令和8年2月25日（水）から令和8年3月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時45分まで）

6 登録審査の結果の通知

申請者には、登録審査の結果を文書により通知する。

7 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8 申請書の提出先及び問合せ先

和歌山県 商工労働部 商工労働政策局
公営企業課 事業管理班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-3314

メール e0630001@pref.wakayama.lg.jp